

不存在による非公開決定通知書

大阪府警察本部指令(刑総)第1号

平成27年2月2日

弁護士 山中理司 様

大阪府警察本部長印

平成27年1月22日付けであった行政文書の公開請求については、当該行政文書を管理していないため、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	被害者代理人である弁護士が、警察署に対し、加害者の刑事事件について、送致日、送致番号、罪名、送致検察庁及び検番を問い合わせる場合、弁護士法23条の2に基づく照会が必要であるとの根拠が分かる文書(最新版)
公開請求に係る行政文書を管理していない理由	本件公開請求にかかる行政文書は、作成又は取得していないため管理していない。
担当所属等	大阪府警察本部刑事部刑事総務課 (府民応接センター情報公開室 06-6943-1234 内線25251)
備考	

受理番号 第16号

(教示) この決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大阪府公安委員会に対して、不服申立てをすることができます。また、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、不服申立てをした場合は、その不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。